

運動部の部則に関する研究

—スポーツ関連組織のガバナンス整備にむけた提案—

Study on the rule of athletic club

—Proposal for improving governance of sports-related organizations—

高橋 憲司 Kenji Takahashi, 山口 大地 Daichi Yamaguchi,
(現代マネジメント学部) (日本体育大学)

篠原 秀典 Hidenori Shinohara, 朴 相俊 Sang joon Park,
(日本体育大学) (佐久大学)

清野 宏樹 Hiroki Seino
(北海道釧路養護学校)

抄 録

本稿は、毎年報道されるスポーツ界の不祥事案件から、不祥事案件に対する規程・規則の有無についての確認を行った。また、不祥事に対する処分は、処分対象者にとっては不利益処分となるため、法の原則に従い、適切な手順により処分が行われるべきことを確認した。そして、不利益処分が下されたが、その処分が不適切であることから「処分取り消し」となった 2 事例を参考に、処分内容と処分過程の不適切部分を確認した。この上で、4 つの大学運動部の部則に着目し、内容を確認し、より適切な部則にするために必要な規定を提案した。具体的には、「懲戒処分に関する規定」、「懲戒処分の手続きに関する規定」、「懲戒処分の基準」、および「処分後の上訴手続き」について、早急に部則の中に整備し、内容の周知徹底に努めるべきである。今回の提案をもとに、スポーツ界の不祥事案件を抑止するためにも各スポーツ団体における規程・規則を整備する働きかけが求められる。

キーワード 不祥事案件、懲戒処分、手続の瑕疵、日本スポーツ仲裁機構

Scandal matters, Disciplinary action, Defect of procedure, Japan Sports Arbitration Agency: JSAA

目 次

- 1 はじめに
- 2 不利益処分
- 3 不適切な不利益処分の例
- 4 部則
- 5 おわりに

1 はじめに

1.1 スポーツ界の不祥事

スポーツ界における不祥事は、2018 年 9 月末日現在も、マスコミの注目の的となっている。2018 年に入ってからの国内の不祥事としては、カヌー競

技の他選手への薬物混入事件、競泳日本代表選手と同僚選手に対する暴力事件、相撲界における兄弟子から弟弟子への暴力事件や幕内力士の無免許運転・暴力行為、J リーグ選手のピッチ内での暴力事件や情報漏えい問題、日大アメリカンフットボール選手の悪質タックル事件、日本レスリング協会の選手強

化部長（当時）によるパワハラ事件、女子プロレスラーの覚せい剤取締法違反、水泳選手のドーピング問題、プロゴルフ選手の不適切行動、高校男子バスケットボールの試合中に選手による審判への暴力行為、プロバスケットボール選手の窃盗事件、アジア競技大会期間中のバスケットボール日本代表選手の売春行為、プロ野球界では未成年選手の喫煙、選手による不適切画像の公開、選手の窃盗行為があげられる。また、日本ボクシング連盟の第12代会長による不正介入疑惑と数多くの問題が起こっている。

以上のように、2018年1月～9月末日までの9ヶ月間においても多くの不祥事案件が起こっているように、過去に遡ると枚挙にいとまがない。

1.2 スポーツ団体の定める不祥事案件に対する規程・規則

不祥事案件に対して、刑法、民法に抵触する事案であれば、それぞれの法に則り処分が行われるが、選手の所属する団体内においても処分が行われる。団体内で処分を行う際、規定・規程・規則⁽¹⁾に基づき、適正な手続きを踏んで行われなければならない。しかしながら、団体によっては規程が整備されていないことがある。高峰・熊安(2015)によれば、2013年に国内スポーツ組織569団体（日本体育協会、都道府県体育協会、法人格を持つ市区町村体育協会、等）を対象に質問紙調査をした結果、191団体から回答があり（回答率33.6%）、スポーツにおける倫理的問題や金銭的問題に対しての規程やガイドラインの有無を尋ねた質問に対して、「ある」19.4%、「計画中」17.8%、「上位団体に準ずる」3.1%、「ない」58.1%、無回答1.6%という結果であった。つまり、2013年時点では半分以上のスポーツ組織が不祥事案件に対する規程やガイドラインを整備していない事を意味している。昨今の不祥事に対する報道から組織の健全性を示すために2018年現在は、さらに多くのスポーツ組織が規程を整備していると思われるが、未だに未整備の組織もあると推測される。

2 不利益処分

2.1 不利益処分とは

不利益処分について、法務省が行政手続法の概要の中に以下のように公表している（総務省HP）。

「行政庁は、法令に基づき、特定の者に対し、直接義務を課し、又は権利を制限する処分（不利益処分）を行う場合には、原則として、意見陳述のための手続（聴聞又は弁明の機会の付与）を執らなければならない（第13条第1項）。また、原則として、不利益処分と同時に理由を示さなければならない（第14条1項）。」

「なお、行政庁は、不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従って判断するために必要とされる具体的な基準（処分基準）を設定し、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない（第12条）。」

以上のように、不利益処分は「特定の者に対し、直接義務を課し、又は権利を制限する処分」としている。そして、不利益処分を行うためには、聴聞又は弁明の機会の付与、処分理由の明示、具体的な処分の基準を公開していることが求められている。不利益処分は個人の権利を制限することから適切な手続きに則り行われなければならない。

2.2 スポーツ団体における不利益処分

山下(2007)は、地方公務員上の不利益処分を懲戒処分、分限処分、および転任処分の一部としている。この内、分限処分は公務員に限った処分であり、転任処分は人事異動が可能な環境でなければならぬため、スポーツ団体における不利益処分とは主に懲戒処分を示していると考えられる。

人事院(2000)によれば、懲戒処分を「免職」、「停職」、「減給」、「戒告」としている。全日本柔道連盟(2016)の倫理・懲戒規程では、役員に対する処分として「注意」「戒告」「期間を定めての役員の業務停止」、会員に対する処分として「注意」「戒告」「期間を定めての登録停止」「除名」と定めている。これらを他のスポーツ団体にも当てはめることが可能である。ただし、「減給」については、プロスポーツの団体に限られる処分と考えられる。

2.3 スポーツ団体における懲戒処分と処分手続き

人事院(2000)は、どのような事由がそれぞれの懲戒処分に該当するかを具体的に示している。同様に、全日本柔道連盟(2016)も表1に示す通り処分の基準を定めている。

全日本柔道連盟(2014)の処分の基準は、人事院(2000)と比較して、処分事由に対する処分の内容

について具体性に欠ける部分もあるが、処分基準の目安を判断する資料としては十分なものであると考えられる。このような処分の基準についても、各スポーツ団体は規程に盛り込まなくてはならない。

表 1. 全日本柔道連盟「倫理・懲戒規程」別表・処分の基準 (資料から抜粋)

	除名	指導・競技等の停止	警告	注意
暴力・暴言	○	○	○	○
わいせつ・セクハラ	○	○	○	○
不適切な指導	○	○	○	○
ドーピング・薬物	○	○		
大会運営施設利用不適切行為	○	○	○	○
不適切経理	○	○	○	
反社会的勢力との関係	○	○	○	
法令・規程違反行為	○	○	○	○
品位を汚す行為	○	○	○	○

具体的な違反行為の悪質性、重大性に依り、処分を決定する。過去において処分を受けている場合には、再度の処分であることを踏まえて処分すること。

全日本柔道連盟 (2014) は、違法行為の通報相談を受けるため内部通報窓口を設置している。内部通報窓口も含め、「違法行為が疑われる事案」と判断される場合は、事案の内容によって懲戒委員会を設置して調査を行うことを規程に定めている。さらに、処分対象者には、弁明の機会の付与や日本スポーツ仲裁機構に不服申立てができる旨の記載がなされている。

以上のように、全日本柔道連盟は倫理・懲戒規程において「違反行為に対する処分の種類」「内部通報窓口」「事案への対応」「懲戒委員会」「処分」「不服申立て」の事項を明確に定めており、処分内容の明示・公表と処分手続きの明示を行っており、前述の法務省が示した不利益処分において求められる項目を満たしていると言える。全日本柔道連盟だけではなく、他の団体も不利益処分を行うに当たっての規程を明確に定めなくてはならない。

3 不適切な不利益処分の例

以下の2つの事例によると、処分を行う際の手続きが重要であることを理解できる。

3.1 日本ボクシング協会の事例

日本ボクシング連盟 (2018) は、平成 30 年 9 月 25 日に「会員に対する役員活動停止処分の撤回について」と題して、以前、行った役員活動の停止処分に対して処分の撤回を発表した。具体的には、平成 24 年 7 月に日本ボクシング連盟会長 (当時) により

文書にて、高等学校ボクシング部顧問に対して役員活動を停止する処分を行ったが、事実誤認および事実関連に照らすと処分が著しく不均衡であり、顧問に対しての事情聴取や弁明の機会が与えられないという手続き上の不備もあったため、処分内容が不適切として、処分を撤回したという内容である。

筆者らの取材から「一般社団法人日本ボクシング連盟 定款」(日本ボクシング連盟, 2016) により、「謹慎処分勧告」や「除名」に関する規定を確認できたが、平成 24 年 7 月の時点で、懲戒処分に対する規則 (定款) の有無については確認が取れなかった。今回の件について、たとえ懲戒処分における規則があったとしても、対象者に対して付与されるべき事情聴取や弁明の機会がなかったことは、手続き上の不備であり、規則が適格に運用されていなかったと理解できる。そのため、規則が適格に運用されない、もしくは懲戒処分に対する規則がない状況での処分となれば、一部の権力者の恣意的な判断により下された可能性があり、法治国家である日本において人治が行われたことを意味すると言えるのではないか。このような事が日常化してしまうと、スポーツ組織は、一部の人によって私物化されてしまうことが予測される。

3.2 日本スポーツ仲裁機構の第 1 号事案

日本スポーツ仲裁機構の第 1 号案件のウエイトリフティング (JSAA-AP-2003-1) は、日本体育大学ウエイトリフティング部の女子コーチ (申立人) が同大学同部所属の男子学生の「大麻所持事件」において、監督管理責任が問われ、日本ウエイトリフティング協会から協会登録を除籍され、期間を定めて協会からの登録を拒否される処分を受けた。これに対し、女子コーチは処分理由に正当性がない (①実体的な事由) 点と手続き上の不備 (②手続き上の事由) の点にて、処分の取り消しを求めた案件である。日本スポーツ仲裁機構の仲裁の結果、申立人の受けた処分は取り消されている。

①実体的な事由として、女子コーチは、「男子部員に対する指導監督には直接関与せず、男女の部員によって練習場も異っており、男子部員に対する指導監督は、申立人が負う指導監督義務の範囲を超えるものである。」と主張している。これに対して、スポーツ仲裁機構の仲裁パネルの判断は「実質的に指導していた者と、実質的には指導に関与する余地がないのに形式的に部のコーチと位置づけられている者

に対して、全く同一の処分を行うことは、比例原則違反の誹りを免れないというべきである。」としており、比例原則に則った判断がなされていないことが認定された。また、「②手続き上の事由」にて後述するが、日本ウエイトリフティング協会が女子コーチに対して比例原則に従った処分を下していないのは、聴聞の機会を設けず、必要な手続きを怠ったことを指摘している。

②手続き上の事由として、女子コーチは以下のように主張している。

(略)行政手続法及び行政不服審査法に現された法の精神が適用され、具体的には下記の違法性が存在する。

<1>本件処分を下すに際し、申立人に対する聴聞の機会が与えられるべきであるのに、それが与えられなかった。

<2>不利益処分を行うにあたっては、被処分者たる申立人に対して、不利益処分の法的根拠・処分要件を明示する必要があるのに、それがなされていない。

<3>不利益処分に対して異議がある場合には、いかなる方法により被処分者の権利が救済されるかについて、当該処分それ自体の中に示されるべきことは、適正手続に必要不可欠な要件とされているところ、本件処分には救済手続の教示がない。

<4>本来、処分の通知は、処分決定書の謄本の送達によって行うべきであるのに、そのような方式による処分の通知はなかった。

以上のように、女子コーチは、「聴聞の機会の付与」「不利益処分の法的根拠の明確化」「異議(不服)申し立ての機会の付与」「処分決定謄本の送達」が行われていない事を主張した。

日本ウエイトリフティング協会はこれに対して反論をしているが、日本仲裁スポーツ機構の仲裁パネルは、「確かに公益法人である相手方協会に対して行政手続法等が直接的に適用される余地はないが、その規定の趣旨が法の一般原則・条理の表現でもある場合には、それが本件処分のような決定に対しても適用されることを妨げるものではない。いかなる手続上の要請が本件処分決定手続に必要とされるかは、その要請が決定手続において何を保障するためのものであるかを具体的に検討することによって明らかになる。」と判断し、行政手続法等が日本ウエイトリ

フティング協会に直接適用されないとしても、規程の趣旨が案件によって適用されることがあることを示している。併せて、具体的な検討を行うための聴聞の機会等を適切に付与すべきと指摘し、さらに、今回の処分を行うことについて直接的に定める規定がないことも指摘している。

以上より、女子コーチの主張が認められ、女子コーチへの処分が取り消されることとなった。

4 部則

4.1 部則とは

本稿における部則は「学校運動部活動における目的を達成するために人の行為や事務取扱の標準を定めた規程」と定義する。部則は、法令や定款に定められたものではないと判断できるため、規則には該当しない。そのため、本稿では「部則」を複数の規定を体系的にまとめた総体としての「規程」として扱う。

部則は、定義に示した通り学校運動部の組織内の目的を達成するために、組織に所属する人の行為や事務手続きを定めたものである。従って、部員、役員、部長などの関係者は、部則に示された通りの行動や事務手続きを行わなければならない。

また、組織内の会計手続きを明確にするためにも、金融機関の口座を開設し処理を行うことがある。口座の開設には、金融機関が審査のために所定の書類や印鑑の提出を求めてくる。会社の場合は定款の提出が必要となるように、学校運動部では部則の提出が必要となる。これは、口座を開設しようとする法人が健全な組織であるのかを審査するためである。筆者らも、某研究会の立ち上げのために、銀行口座の開設手続きを行った経験があるが、部則に相当する会則は、活動目的、事業内容、役員構成、会計処理、等の必要事項が記載されていなければならない。従って、部則についても、組織内での規定だけではなく、外部の関連機関の求める規定について記載されており、内容も社会通念上適切でなければならない。

4.2 部則の役割

スポーツ基本法第5条第2項において、「スポーツ団体は、スポーツの振興のために事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成す

るよう努めるものとする」と定められているため、各団体は「遵守すべき基準」となるルールを作成しなくてはならない。スポーツ団体となれば、大・小様々な規模があり、国内競技連盟 (NF) のように一つの競技を統括する団体から、個人のスポーツクラブまでと幅がある。

学校教育現場におけるスポーツ団体(主に運動部)では、「遵守すべき基準」は「部則」が該当する。そのため、銀行口座を開設するための最低限の基準だけではなく、適切に組織が運営されるような規定が盛り込まれるべきであり、さらには懲罰規定なども明確に定め、違反行為、違法行為に対して、行為の軽重に対応した処分内容の概要を示すべきである。従って、前述した表 1 の全日本柔道連盟 (2014) の処分基準のような内容を部則に具体的に示さなくてはならない。

4.3 部則内容の検討

我々は、4 つの大学運動部の部則について、部則を取り寄せ、内容を確認した。尚、部則の具体的な規定については、対象の運動部が特定される可能性があるため、本稿では公表を控える。

4 つの運動部の中には、懲戒処分についての規定自体がない部則も存在する。このような場合は、部内で何か不祥事があった場合に、部内での処分ができないことを意味すると言える。

また、懲戒処分の規定があっても、どのような手続きで処分を行うかが記載されていない部則もある。処分手続きについては、内規等でその内容が示されている可能性も考えられるが、たとえ記載がなくても行政手続法等に従った手続きが正当な手順を踏み行われるのであれば問題はないと考えられる。

違反行為、違法行為に対して、行為の軽重に対応した処分内容の概要については、4 つの運動部のどの部則にも規定は存在しなかった。従って、大学の運動部の部則において、不利益処分における「処分の基準」を示す規定は一般的なものではないと思われる。大学に所属する学生という関係上、不祥事があった際に、大学に所属する学生に対して大学の運営組織から処分が下されることが前提とした上で、大学の処分後に部内で処分を検討するという面があるのかもしれない。そのため、あえて基準は定めず、大学の処分に委ねるという考え方であるのかもしれない。または、部則に定める会議にて決定すれば良いと考えている可能性も考えられる。我々としては、

不祥事案件自体を抑止するためにも、全日本柔道連盟が定めるように「処分の基準」を明確にし、部則で公表する必要があると考えている。

4 つの運動部の部則には、「不服 (異議) 申し立ての機会」の規定が記載されていない。日本スポーツ仲裁機構第 1 号事案の記載にも「事後救済手続」が言及されているのに加え、日本スポーツ法学会監修 (2017) においても、懲戒処分の手続きに「上訴手続」を含めるべきと指摘されている。従って、対象者の権利を保護するためにも、「上訴手続」となる「不服 (異議) 申し立ての機会」に関する規定を整備する必要がある。

以上のように部則には、「懲戒処分に関する規定」、「懲戒処分の手続きに関する規定」、「懲戒処分の基準」、および「処分後の上訴手続」の規定が必要になると考えられる。

5 おわりに

大学を含めた各教育機関における運動部の活動が円滑に、そして問題が起きた際に適切に対応できるようにし、なおかつ所属する者の権利を保障するために、部則の整備を早急に行う必要があると考えられる。特に、「懲戒処分に関する規定」、「懲戒処分の手続きに関する規定」、「懲戒処分の基準」「処分後の上訴手続」を定めなくてはならない。その上で部則として部員、関係者に周知徹底し、部則の内容を常に認識してもらう必要がある。

また、適切な部則が定められたとしても、部則に反した手続きが行われる可能性もある。そのために、外部に運動部の活動を監視するシステムを構築する必要がある。具体的には、大学組織であれば、総務部が運動部の活動をチェックしたり、大学サッカー部であれば、大学のサッカー組織を統括する組織の人がチェックしたりと、組織内の活動を運動部の組織と関係のない者が監視できる体制とするべきである。

愛知学泉大学においても、スポーツクラブ (運動部) があるように、愛知学泉大学の各クラブの規約・会則を確認・整備し、円滑なクラブ活動にするとともに、大学クラブの存在を「組織の健全性」からアピールすることに努めたい。

今回は、4 つの大学運動部の部則を確認したが、今後、多くの大学の運動部の部則を確認し、部則の内容と傾向を明らかにするとともに、適切な部則が整備されるように働きかけたい。同様にスポーツ界

全体の不祥事を抑止するためにも各団体の規程・規則が整備されるような研究活動を行っていききたい。

注

- (1) 規定・規程・規則について、本稿では地域安全学会の広報委員会が平成21年3月に定めた内容 (<http://iss.jp.net/iss-site/wp-content/uploads/2013/06/kiteikitei.doc>) に基づき、規定は「事務処理の内容や手順などを定めた『規程』や『規則』などの中の個々の条項(条文)」、規程は「一定の目的(例えば、事務の内容、その手続など)のために設けられた複数の規定を体系的にまとめた総体」、規則は「法令、定款等で定められた事項に基づき、業務の運営およびその取り扱いについて定めたもの」とする。ただし、文献を引用した際は、引用先の表現をそのまま用いて記載した。

引用文献

- 人事院 (2000) 「懲戒処分 の指針について」 人事院 HP. http://www.jinji.go.jp/kisoku/tsuuchi/12_choukai/1202000_H12shokushoku68.htm (2018年10月1日閲覧)
- 人事院 (2000) 「標準例一覧」 人事院 HP. http://www.jinji.go.jp/kisoku/tsuuchi_bessitou/12_choukai_bessitou/1202001_H12shokushoku68hyoujunrei.pdf (2018年10月1日閲覧)
- 全日本柔道連盟 (2014) 「倫理・懲戒規程」 日本柔道連盟 HP. http://www.judo.or.jp/wp-content/uploads/2013/08/25-2_rinri_chokai.pdf (2018年10月1日閲覧)
- 総務省 「行政手続法の概要」 総務省 HP http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/tetsuzukihou/gaiyou.html#pTop (2018年10月1日閲覧)
- 高峰修, 熊安貴美江 (2015) 「スポーツ統轄組織における倫理的問題 に関する取り組みの現状」. 『明治大学教養論集』 509.17-40. https://m-repo.lib.meiji.ac.jp/dspace/bitstream/10291/18024/1/kyouyoronshu_509_17.pdf
- 地域安全学会広報委員会 (2009) 「『規程』と『規定』の違いは？」 地域安全学会 HP : <http://iss.jp.net/iss-site/wp-content/uploads/2013/06/kiteikitei.doc> (2018年10月1日閲覧)
- 日本ボクシング連盟 (2016) 「一般社団法人日本ボクシング連盟 定款」. 一般社団法人日本ボクシング連盟 HP. http://jabf-kizuna.com/files/JABF_teikan.pdf (2018年10月1日閲覧)
- 日本ボクシング連盟 (2018) 「会員に対する役員活動停止処分の撤回について」 一般社団法人日本ボクシング連盟 HP. <http://jabf0.blog.fc2.com/blog-entry-1319.html> (2018年10月1日閲覧)
- 日本スポーツ仲裁機構 (2003) 「JSAA-AP-2003-001 (ウェイトリフティング)」 日本スポーツ仲裁機構 HP. <http://www.jsaa.jp/award/2003-001.html> (2018年10月1日閲覧)
- 文部科学省 (2011) 「スポーツ基本法 (平成23年法律第78

号) (条文)」 文部科学省 HP. http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/kihonhou/attach/1307658.htm (2018年10月1日閲覧)

山下 義昭 (2007) 「公務員法上の『不利益な処分』をめぐる若干の問題について (2) -地方公務員法49条の解釈を中心として」 福岡大学法学論叢 52(1), 121-143. https://fukuoka-u.repo.nii.ac.jp/?action=repository_uri&item_id=1308&file_id=22&file_no=1

参考文献

日本スポーツ法学会監修 (2017) 「標準テキスト スポーツ法学第2版」. 株式会社エイデル研究所.

(原稿受理年月日 2018年10月11日)